

平成23年 第1回臨時会

湖周行政事務組合議会会議録

平成23年9月30日 開会

平成23年9月30日 閉会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	9月30日	金	午前9：30	<ul style="list-style-type: none">・臨時議長の紹介○本 会 議<ul style="list-style-type: none">・開会・仮議席の指定・会議録署名議員の指名・組合長あいさつ・議長の選挙・議席の指定・会期の決定・副議長の選挙・議案上程、説明、質疑後即決・報告案件上程、説明、質疑後即決・人事案件上程、説明、質疑後即決・議案上程、説明、質疑後即決・閉会

平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会会議録目次

第1号(9月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○仮議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○組合長あいさつ	3
○選挙第1号 議長の選挙	4
○議席の指定	5
○会期の決定	5
○選挙第2号 副議長の選挙	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第1号～報告第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第2号の上程、説明、採決	14
○議案第3号の上程、説明、採決	15
○議案第4号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○組合長あいさつ	39
○閉会の宣告	39
○署名議員	41

議 事 日 程 (第1号)

平成23年9月30日 (金)

臨時議長の紹介

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 組合長あいさつ
- 日程第 4 選挙第 1号 議長の選挙
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 選挙第 2号 副議長の選挙
- 日程第 8 議案第 1号 湖周行政事務組合議会会議規則
- 日程第 9 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合公告式条例)
- 日程第10 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合議会定例会の回数を定める条例)
- 日程第11 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合事務局設置条例)
- 日程第12 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合特別職の職員等の報酬に関する条例)
- 日程第13 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例)
- 日程第14 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合財政状況の公表に関する条例)
- 日程第15 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて (湖周行政事務組合に岡谷市の条例を準用する条例)
- 日程第16 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて (平成23年度湖周行政事務組合会計予算)
- 日程第17 議案第 2号 湖周行政事務組合監査委員の選任について
- 日程第18 議案第 3号 湖周行政事務組合監査委員の選任について
- 日程第19 議案第 4号 湖周行政事務組合監査委員条例
- 日程第20 議案第 5号 湖周行政事務組合情報公開条例
- 日程第21 議案第 6号 湖周行政事務組合個人情報保護条例
- 日程第22 議案第 7号 平成23年度湖周行政事務組合会計補正予算 (第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	今井康喜	議員	2番	鮎澤美知	議員
3番	有賀ゆかり	議員	4番	井上登	議員
5番	今井秀実	議員	6番	山之内寛	議員
7番	濱章吉	議員	8番	中村奎司	議員
10番	小林佐敏	議員	11番	藤森スマエ	議員
12番	金井敬子	議員			

欠席議員（1名）

9番 丸山健一 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組合長	今井竜五 君	副組合長	山田勝文 君
副組合長	青木悟 君	副組合長	中田富雄 君
事務局長	笠原和彦 君	総務建設課長	伊藤祐臣 君
会計管理者	武井裕子 君	監査委員長 事務局長	田中俊秋 君
岡谷市 市民環境部長 環境課長	山岸徹 君	諏訪市 市民部長	藤田勝 君
諏訪市 市民部 生活環境課長	上島薫 君	下諏訪町 住民環境課長	土田豊 君
総務建設課 庶務係長兼 計画係長	中澤健一 君		

議会事務局職員出席者

局長	小口明彦	次長	武井千尋
主幹	今井啓智		

開会 午前 10時10分

◎開会の宣告

○臨時議長（藤森スマエ議員） これより、平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（藤森スマエ議員） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、議事進行につきましては、湖周行政事務組合議会会議規則が制定されておりませんので、今臨時会に議案第1号で提案される湖周行政事務組合議会会議規則（案）に準じて進行したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（藤森スマエ議員） 御異議がないようでありますので、そのように進めさせていただきます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（藤森スマエ議員） 日程第1 仮議席の指定を行います。

この際、議事進行上仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（藤森スマエ議員） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番 鮎澤美知議員、7番 濱章吉議員を指名いたします。

◎組合長あいさつ

○臨時議長（藤森スマエ議員） 日程第3 組合長よりごあいさつをお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

諏訪市、下諏訪町、岡谷市の2市1町で進めております、湖周ごみ処理の共同化事業につきましては、事業主体である一部事務組合が、9月1日をもちまして正式に発足することができました。この度、この組合議員に御就任されましたことに対しまして、心から祝意を表する次第であります。本日は、公私共に御多忙のところ、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当初計画からは足掛け6年半の歳月を要しての組合発足となりましたが、今後、議員の皆様方には、目標であります平成27年度の施設稼働に向けて、深い御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の本会議は、正副議長選挙のほか、組合側からは、専決報告案件8件、監査委員人事案件、関係条例、補正予算等、議案7件を御提案申し上げるものであります。

よろしく御審議の上、御承認、御議決賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（藤森スマエ議員） 日程第4 選挙第1号 これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（藤森スマエ議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（藤森スマエ議員） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に今井康喜議員を指名いたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました今井康喜議員を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（藤森スマエ議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のありました今井康喜議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました今井康喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

この際、今井康喜議員に登壇して、当選のごあいさつをお願いいたします。

〔議長 今井康喜議員 登壇〕

○議長（今井康喜議員） ただいま御指名によりまして、湖周行政事務組合議会の初代議長に御選任をいただきました。

現代社会におきまして環境問題は喫緊の最重要課題であります。このような中、湖周2市1町において進められるごみ処理施設の設置に対しましては、住民の皆さんの関心も高まっており、議長という任の重さを痛感しているところであります。

もとより微力ではございますが、議会の果たすべき役割を存分に発揮できるよう、公平で公明な組合議会の円滑な進行に、相務めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方、また組合長はじめ理事者の皆様方におかれましては、格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○臨時議長（藤森スマエ議員） それでは、議長を交代させていただきます。

御協力ありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（今井康喜議員） 日程第5 議席の指定を行います。

議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会期の決定

○議長（今井康喜議員） 日程第6 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日一日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（今井康喜議員） 日程第7 選挙第2号 これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に小林佐敏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小林佐敏議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小林佐敏議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました小林佐敏議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項による告知をいたします。

この際、小林佐敏議員に登壇して、ごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 小林佐敏議員 登壇〕

○副議長（小林佐敏議員） ただいま御賛同いただき、御指名によりまして、副議長に就任いたしました。大変ありがとうございます。

新しい議会発足に当たり、今井議長のもと、議員の皆さんの御指導と御協力をいただきながら、議長の補佐役としてこの職責を全うし、議会運営に務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第8 議案第1号 湖周行政事務組合議会会議規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林佐敏議員。

〔10番 小林佐敏議員 登壇〕

○10番（小林佐敏議員） 議案第1号 湖周行政事務組合議会会議規則について御説明申し上げます。

湖周行政事務組合の発足に伴い、地方自治法第120条の規定により、湖周行政事務組合議会の運営や議会内部の規律等を定めるもので、組合事務所の所在する岡谷市議会の会議規則を準用するものであります。

以上で説明を終わりますが、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号～報告第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第9 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（湖周行政事務組合公告式条例）から日程第15 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（湖周行政事務組合に岡谷市の条例を準用する条例）までの7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） 報告第1号から報告第7号までを一括して御説明申し上げます。

本議案の提出理由につきましては、本年9月1日、湖周行政事務組合の発足に伴い、組合運営に必要な条例7件の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、専決処分させていただきました各条例につきまして、御説明をさせていただきます。

報告第1号は、湖周行政事務組合公告式条例で、条例等の公布は、組合事務所のあります岡谷市役所前掲示場に掲示して行くと規定したものであります。

報告第2号は、湖周行政事務組合議会定例会の回数を定める条例で、定例会の回数は、年2回とすると規定したものであります。

報告第3号は、湖周行政事務組合事務局設置条例で、組合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置すると規定したものであります。

報告第4号は、湖周行政事務組合特別職の職員の報酬に関する条例で、組合長、副組合長、議長、副議長、議員、議選監査委員、識見監査委員及びその他の非常勤特別職の職員の報酬について規定したものであります。

報告第5号は、湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例で、組合職員の服務、勤務条件、給与、旅費等について、別に定めがあるものを除き、組合事務所のあります岡谷市の条例を準用すると規定したものであります。ただし、組織市町から派遣された職員の給与につきましては、派遣元の市町の条例を準用するものであります。

報告第6号は、湖周行政事務組合財政状況の公表に関する条例で、別に条例で定めるものを除くほか、組合事務所のあります岡谷市の「財政事情」の作成及び公表に関する条例を準用すると規定したものであります。

報告第7号は、湖周行政事務組合に岡谷市の条例を準用する条例で、条例で別に定める事項を除くほか組合が条例で定めるべきものは組合事務所のあります岡谷市の条例を準用すると規定したものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

まず、報告第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第16 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度湖周行政事務組合会計予算）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） それでは、報告第8号につきまして御説明いたします。

平成23年度予算として、組合設立後、直ちに必要となることが見込まれる経費、具体的には9月分及び10月分について、当初予算として9月1日に専決処分を行ったものであります。

初めに、8ページをお開きください。3歳出から、主な内容について御説明いたします。

第1款議会費、1項1目議会費は、組合議会開催等に関する費用でありまして、9万円でございます。

第2款総務費、1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に必要な経費でございます。1節報酬6万3,000円は、処理方式検討委員報酬2回分であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の計488万2,000円は、事務局職員4名分の人件費であります。9節旅費9万7,000円は、先進地視察等旅費であります。14節使用料及び賃借料25万4,000円は、事務局で使用する公用車借上料及び先進地視察のためのバス借上料であります。以上で歳出を終わります。6ページへお戻りいただきたいと思っております。

2歳入について御説明いたします。

第1款分担金及び負担金、1項1目負担金560万円は、関係市町からの負担金であります。それぞれの負担割合は、稼動目標年度である平成27年度のごみ減量目標数値を基礎としまして実績割を算出し、実績割90パーセント、均等割10パーセントで負担金を算出いたしております。

それでは1ページへお戻りください。

平成23年度湖周行政事務組合会計予算を、歳入歳出それぞれ560万円として専決処分いたしましたものであります。

以上、予算の専決処分について御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 5番、今井秀実です。ちょっとお伺いしたいと思いますが、この560万を盛って、9月10月を立ち上げてやっていくということですが、実際にこの湖周事務組合というような形で、こういう枠組みで、2市1町でごみ処理を進めていくという計画は6年半前ということで、計画が示されてきていますが、住民への説明という部分では、その6年間もそうですが、3月に首長間の合意がされたという以降も、十分な住民への説明がされないまま来ているという印象を私は持っているのですが、そういう中で、とにもかくにも平成27年度稼働ということで、急ぐような形で、この9月1日に立ち上げ、560万でまずはスタートしていくという部分を専決で処分するという進め方はいかがかというふうに思いますが、その点どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（今井康喜議員） 副組合長。

○副組合長（中田富雄君） 住民への説明というような部分お話しいただきましたが、私どももここまでに至る経過の部分は、今お話しありましたように、6年半という経過の中で何回か住民説明等もしてまいりましたし、それから組合の発足についても、それぞれのところにお伺いして説明する機会をできるだけ持ちたいとしてやってまいりましたが、今の段階は説明する内容については、かなり限定されたものになっているんじゃないかなというふうに思いますので、これからもできるだけ数多く、地元で説明ができるような機会を作ってまいりたいと考えております。

そして、今の予算の関係でありますけれども、これはこういった形で、新しく組合を発足させていくというやり方の中では、このような選択という部分が、方法論としてはこういった方法しかなかったのかなということでもあります。そして、何よりも27年度稼働目標という部分にできるだけ近づけていきたいということで、かなり期間を短縮して、このところに臨んできている、かなりイレギュラーな部分も取り入れながら、とにかく27年度の目標達成できるようにということで取り組んできているものでありますので、その点御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） 今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 平成27年度稼働を目指してということで、今、イレギュラーな部分もあるというような趣旨がありました。住民に説明すると言ってもまだいろいろ決まっていないので、というような趣旨のことも言われたかと思いますが、実は2市1町という枠組みで、岡谷に処理の場所を確保し、諏訪に最終処分場をとというようなこととか、ごみ出しのルールとかというような問題というのは、本当に住民が非常に、その問題を真正面から提起されれば、非常に関心の高いことかと思うんですが、とりわけこの3月から8月までという感じで考えると、説明会という感じでやられたのは、岡谷の施設建設の場所に関

わる近隣の3つくらいの区に説明をされたと、プラスアルファが若干あるかもしれませんが、そういう程度の説明で進めてしまうという部分には私は強い、進め方に問題ありというふうに感じるんですが、改めていかがでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 中田副組合長。

○副組合長（中田富雄君） 先ほども申しあげましたように、この事業は17年の3月のときにごみ処理基本計画ということでお示しをして、その時点でも地区に入り、そういった説明をしてきているものであります。スタートがそこにあったわけでありますが、残念ながら期間がかかってしまったということで、個別の部分として、それをより進めて行くという状況には至らなかったということであります。議員さん御指摘のように、3月時点からはより具体的にという部分で進める方向になったということであります。先ほど申しあげましたように、これからも説明会等を行って、住民の御理解をいただけるような進め方をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（今井康喜議員） 今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 6年前に計画が固まって、そのときも説明会をしたと、そこは私も承知していますが、6年間のブランクがあったという事実は非常に大きくて、そんなふうな枠組みでやるってという話しは以前聞いたことがあるという人もいますが、住民の中に入ってみると、そんなこといつ決めたかというような声も数多く聞かれるんですが、改めて住民への説明が不十分なまま、この一部事務組合をスタートさせているという問題についてもう一度お伺いしておきたいと思えます。

○議長（今井康喜議員） 組合長。

○組合長（今井竜五君） そういう今の御指摘もあるわけでございますけれども、私たちはそういうことを決定をし、少しずつですけれどもこの事業を前進をさせていかなければいけない、このごみ処理というのは、大変重要な行政としては責任のある事業として進めてきたというふうに思っているところでございます。そして、この組合の設立につきましても、それぞれの議会で御承認をいただいてここまで来ているわけでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（今井康喜議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 5番、今井秀実です。今、質疑でもさせていただきましたが、この計画から6年半という形で、この間の住民への説明が不十分という中で、この9月に一部事務組合を立ち上げという進め方が、かなり問題を感じます。ということで、そういう進め方の中で盛られた560万の予算、専決処分でされているということについては承認できないということで、この議案については反対をいたします。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

本件は、反対意見がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（今井康喜議員） 起立多数であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

このまま暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時45分

再開 午前 10時46分

○議長（今井康喜議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号の上程、説明、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第17 議案第2号 湖周行政事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 議案第2号 湖周行政事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

湖周行政事務組合の発足に伴い、湖周行政事務組合監査委員のうち、識見を有する者から選任する監査委員として、小口敏高氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、略歴はお手元に差し上げてございますので説明は省略させていただきますが、税理士として長年御活躍されてきており、財務管理及び事業の経営管理に対しましても豊富な経験を有し、人格高潔で識見を有する監査委員として適任であると存じ、御提案するものであります。

御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井康喜議員） お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これに同意することに決しました。

ただいま監査委員に選出されました小口敏高さんに登壇いただき、ごあいさつをお願いいたします。

〔監査委員 小口敏高君 登壇〕

○監査委員（小口敏高君） ただいま、御同意をいただきまして、湖周行政事務組合監査委員の大役をお受けすることになりました小口敏高でございます。

関係各位のこれまでの御尽力に敬意を表するとともに、住民の皆様の福祉の向上のために公正で合理的で、また効率的な行政運営をできますように、監査委員として広い視野から業務を全うするつもりでございますので、どうか皆様方にはこれからもよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第18 議案第3号 湖周行政事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、濱章吉議員の退席を求めます。

〔7番 濱章吉議員 退席〕

○議長（今井康喜議員） 提出者の説明を求めます。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 議案第3号 湖周行政事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

湖周行政事務組合の発足に伴い、湖周行政事務組合監査委員のうち、組合議会の議員のうちから選任する監査委員として、濱章吉議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井康喜議員） お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これに同意することに決しました。

濱章吉議員の除斥を解きます。

〔7番 濱章吉議員 着席〕

○議長（今井康喜議員） 濱章吉議員に申し上げます。

ただいま濱章吉議員の監査委員選任について同意されましたので、登壇しごあいさつをお願いいたします。

〔監査委員 濱章吉議員 登壇〕

○監査委員（濱章吉議員） ただいま湖周行政事務組合監査委員の選任に御同意をいただきました濱章吉でございます。

小口監査委員さんとともに、組合の行財政全般にわたって、監査委員としてのチェック機能を果たしてまいりたいと存じます。

皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第4号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第19 議案第4号 湖周行政事務組合監査委員条例から日程第21 議案第6号 湖周行政事務組合個人情報保護条例までの3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） 議案第4号 湖周行政事務組合監査委員条例について、御説明申し上げます。

本議案の提出理由につきましては、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を条例で定めるため制定するものでございます。

それでは、議案書によりまして御説明をさせていただきますので、御覧いただきたいと思います。

第1条は、趣旨で、先ほど申し上げましたとおり監査委員に関し必要な事項を定めると規定したものであります。

第2条は、定例監査の規定で、毎年10月から翌年2月までの間に1回行うとするものであります。

第3条は、請求又は要求による監査の規定で、受理した日から7日以内に着手しなければならないとするものであります。

第4条は、現金出納検査の規定で、前月末日現在のものを毎月25日に行うとするものであります。

第5条は、決算審査の規定で、決算、証拠書類その他の書類を審査に付されたときは、60日以内にその意見を付けて組合長に提出しなければならないとするものであります。

第6条は、公表の方法についての規定で、湖周行政事務組合公告式条例の規定を準用するものであります。

第7条は、補則として、この条例に定めるもののほか、監査に必要な事項は、監査委員が定めるとするものであります。

最後に附則は、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、逐条により御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 湖周行政事務組合情報公開条例について、御説明申し上げます。

本議案の提出理由につきましては、湖周行政事務組合の情報公開の推進を図るため条例を制定するものでございます。

議案書によりまして御説明をさせていただきますので、御覧いただきたいと思います。

第1条は、目的の規定で、住民の公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、組合運営の公開性の向上を図り、もって組合の諸活動を住民に説明する責任が全うされるようにするとともに、住民の組合行政への理解と信頼の確保に資することを規定したものです。

第2条は、本条例の用語の定義を規定したものであります。第1号は、情報公開を行う実施機関を、第2号は、開示対象となる公文書をそれぞれ定義しており、アとイについては公文書には該当しないというものであります。

第3条は、実施機関の責務を、第4条は、利用者の責務をそれぞれ規定したものであります。

第5条は、開示請求権の規定で、何人も公文書の開示を請求することができるとしたものであり、第6条は、開示請求の手続きについて、公文書の開示に当たっては請求書の提出をしなければならない等規定したものであります。

第7条は、公文書の開示義務の規定で、実施機関は開示請求のあった公文書は原則的に開示しなければならないとしたものであります。

第8条は、公文書の原則開示の例外規定であります。公文書の中に開示できない情報が記録されている場合は、その公文書を開示しないとしたものであります。第1号は、個人に関する情報を不開示としたものであり、ただし書きは開示する情報を規定してあります。第2号は、法人等の事業に関する情報で不開示としたものであり、ただし書きで開示する情報を規定してあります。以下、不開示情報として、第3号は、法令等で開示することができないとされている情報、第4号は、犯罪の予防等に関する情報、第5号は、組合内部や組合と国等の審議、検討又は協議に関する情報、第6号は、組合等が行う事務事業に関する情報を規定してあります。

第9条は、公文書の部分開示についての規定であります。第1項は、公文書の開示に当たっては、開示しない公文書であっても不開示情報の部分を除いて開示しなければならないとしたものであり、第2項は、個人に関する情報を含む公文書であっても、氏名等の個人識別性のある部分を除けば、個人の権利、利益が害されるおそれがないと認められる場合は、その部分を除いて開示するとしたものであります。

第10条は、期間経過後の開示の規定で、期間の経過により記録されている情報が、不開示に該当しなくなったときは開示するとしたものであり、第11条は、不開示情報が記録されている公文書であっても、公益上特に必要があると認めるときは、これを開示できることとしたものであります。

第12条は、公文書の存否に関する情報の規定で、開示請求に対し公文書のあるなしを答えずに請求を拒否することができることを規定したものであります。

第13条は、開示請求に対し、第1項は、公文書の全部又は一部を開示するときの措置を、第2項は、公文書を不開示とするときの措置をそれぞれ規定したものであります。

第14条は、開示決定等の期限の規定であります。第1項は、開示、不開示の決定は請求の日から15日以内にしなければならないとしたものであり、ただし書きは請求書の補正に要した日数は算入しないとした

ものであります。第2項は、正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができ、延長する場合は、文書で通知するとしたものであります。

第15条は、請求された公文書が大量で、通常の業務に支障が生ずるおそれがある場合には、45日以内にその相当の部分について開示、不開示の決定をし、残りの公文書については相当の期間内に開示、不開示の決定をすることとする期限の特例を規定したものであります。

第16条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与についての規定であります。第1項は、公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、開示、不開示の決定に当たって、その第三者に対し文書で通知して、意見書を提出する機会を与えることができるとしたものであり、第2項は、その情報が第1号及び第2号に該当する場合は文書で通知して、第三者の所在が判明しない場合はこの限りでないとしたものであります。第3項は第三者の意見書が開示に反対の場合であっても、開示決定するときは開示の日まで少なくとも2週間を置き、第三者に文書で通知しなければならないこととしたものであります。

第17条は、開示の実施方法についての規定であります。

第18条は、他の法令等による開示の実施との調整を規定したものであります。

第19条は、手数料等の規定で、公文書の開示に係る手数料は無料ですが、ただし書きにより、公文書の写しを交付する場合に、写しの作成や送付に要する費用は開示請求者の実費負担とするものであります。

第20条は、開示、不開示の決定について、行政不服審査法に基づく行政不服申し立てがあったときは、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとしたものであります。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は諮問不要とするものであります。

第21条は、諮問をした旨の通知の規定で、諮問実施機関は第1号から第3号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならないとしたもので、第22条は、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続きに関するものであります。

第23条は、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置等に関する規定で、第1項は不服申し立てについての諮問に応じるため、審査会を置くとするもの、第2項から第6項は審査会の組織、委員等について規定したものであります。

第24条は、審査会の会長について、第25条は、審査会の会議について、第26条は、審査会の庶務は組合事務局が行うとしたものであります。

第27条は、審査会の調査権限を規定したもので、第1項は、審査会は実施機関に開示、不開示の決定に関わる公文書の提示を求めることができるとし、この場合は何人も審査会に対しその提示された公文書の開示を求めることができないとしたものであり、第2項は、諮問実施機関は前項の規定による求めがあったときは、これを拒めないこととしたものであります。第3項は、審査会は公文書に記録されている情報を分類又は整理した資料の提出を諮問実施機関に対して求めることができるとし、第4項は、審査会は不服申し立てに関わる事件に関して不服申立人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができることとしたものであります。

第28条は、審査会における不服申立人等の意見陳述の規定で、第1項は、不服申立人等から申立てが

あったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとし、第2項は、意見を述べる機会を与える場合は、不服申立人等は補佐人とともに出頭することができるとしたものであります。

第29条は、不服申立人等は審査会に意見書又は資料を提出することができるとしたものであり、第30条は、不服申立人等の意見書又は資料の閲覧権を規定したものであります。第1項は、不服申立人等は審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができるものとしたもので、この場合、審査会は正当な理由がなければその閲覧を拒むことができないとしたものであります。

第31条は、審査会の行う調査審議手続きは公開しないという規定で、第32条は、審査会が諮問実施機関に答申をしたときは、その答申の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表するというものであります。

第33条は、実施機関の公文書の適正管理について、第34条は、実施機関の公文書目録の作成義務を、第35条は、この条例の実施状況について、毎年度公表するという規定であります。

第36条は、組合長は、情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に適切な方法で住民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする規定であります。

第37条は、この条例の施行に当たり必要な事項は施行規則で定めるとしたものであります。

最後に附則は、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行とするものです。

以上、逐条により御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号 湖周行政事務組合個人情報保護条例について御説明申し上げます。

本議案の提出理由につきましては、湖周行政事務組合が保有している個人情報の適正な取り扱いを定め、個人の権利と利益を保護するため条例を制定するものでございます。

それでは、議案書によりまして御説明をさせていただきますので、御覧いただきたいと思っております。

第1条は、目的の規定で、組合が保有している個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、公正な行政の推進を図るとともに、個人の権利及び利益を保護することを規定したものであります。

第2条は、本条例の用語の定義を規定したものであります。第1号は、個人情報を扱う実施機関を、第2号は、個人情報として特定の個人が識別されるものを対象とし、第3号から第5号は、事業者、公文書、個人情報取扱事務について、それぞれ規定しております。

第3条から第5条は、実施機関等、事業者、住民のそれぞれの責務を規定したものであります。

第6条は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、名称、目的、対象者の範囲、記録項目等をあらかじめ届け出なければならないと規定したもので、届け出た事項を変更又は廃止する場合も同様に届け出なければならないとするものであります。

第7条から第10条は、収集、目的外利用、外部提供、電子計算機の結合について、それぞれ制限を規定したものであります。

第11条は、個人情報の適正な管理と安全保護を図るため、必要な措置を講じることを規定したものです。

第12条は、個人情報取扱事務の処理を委託等するときは、必要な措置を講ずるものとし、第13条は、

その受託者等の責務を規定したものであります。

第14条は、開示の請求は、自己の個人情報の開示請求権を規定するとともに、法定代理人の開示請求について規定したものであります。

第15条は、開示しないことができる自己情報について、第16条は、開示請求に、開示しないことができる自己情報が含まれている場合、その部分を除いて開示することを規定したものであります。

第17条は、訂正の請求、第18条は、削除の請求、第19条は、目的外利用等の中止の請求について、それぞれ請求権を定めたものであります。

第20条は、開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止の請求に関して具体的な手続きを定めたものであります。

第21条は、開示等の請求に対する決定について、第1項は、請求の日から15日以内になければならないとしたものであり、第2項は、やむを得ない理由があるときは30日延長することができ、延長する場合は文書で通知するとしたものであります。

第22条は、開示等の請求に対する決定をしたときは、速やかに必要な措置を講じるとする規定であります。

第23条は、手数料等の規定で、自己情報の開示等に係る手数料は無料ですが、ただし書きにより、公文書の写しの作成や送付に要する費用は請求者の実費負担とするものであります。

第24条は、不服申立てがあった場合は、不適法なものを除いて審査会に諮問し、諮問したことを不服申立人等に通知しなければならないと規定したものであります。

第25条は、この条例の実施状況について毎年度公表するという規定であります。

第26条は、他の法令等に開示請求等の手続きが定められている場合は、この条例の規定は適用しないと規定したものであります。

第27条は、この条例の施行に当たり必要な事項は施行規則で定めるとしたものであります。

最後に附則は、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行とするものです。

以上、逐条により御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第4号 湖周行政事務組合監査委員条例について質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 湖周行政事務組合情報公開条例について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 湖周行政事務組合個人情報保護条例について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今井康喜議員） 日程第22 議案第7号 平成23年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） それでは、議案第7号 平成23年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

平成23年度当初予算として、組合設立後、直ちに必要となることが見込まれる、9月、10月分の経費を専決処分させていただきましたので、11月以降に必要となる経費を追加いたすものであります。

初めに、10ページをお開きください。

3歳出から、主な内容について御説明いたします。

第1款議会費、1項1目議会費24万7,000円のうち、1節報酬12万9,000円は、組合議会議員報酬であります。

第2款総務費、1項1目一般管理費は、組合事務局運営に必要な経費であります。1節報酬14万5,000円は、正副組合長及び監査委員の特別職報酬であります。2節給料から4節共済費までの、合わせて1,325万6,000円は職員4名分の人件費であります。9節旅費9万7,000円は、ごみ処理施設の視察及びごみ処理方式検討委員会の委員のうち学識経験者の旅費になります。13節委託料214万円は、財務会計システムの作成及び保守にかかる委託料と、ホームページ作成及び更新にかかる委託料であります。14節使用料及び賃借料69万2,000円は、パソコンの借上料と、先進地視察のためのバスの借上料であります。18節備品購入費58万2,000円は、事務室の机や椅子、会議用テーブルなどの購入費でございます。

第3款衛生費、1項1目ごみ処理施設整備費は、岡谷市に建設する中間処理施設建設に関連した各業務委託に係る経費を追加するものであります。13節委託料1,517万3,000円は、今年度発注を予定している測量調査、地質調査、基本設計、環境影響評価準備書作成業務の委託料であります。なお、発注につきましては来年1月以降となるため、業務の出来高を想定して今年度は全体の1割分を計上するものであります。

以上で、歳出を終わります。8ページへお戻りください。

2歳入について申し上げます。

第1款分担金及び負担金、1項1目負担金2,782万3,000円は、関係市町からの負担金であります。

第2款国庫補助金、1項1目国庫支出金505万7,000円は、ごみ処理施設の建設に関する委託料に対する国からの循環型社会形成推進交付金でございまして、対象事業費の3分の1を計上しているものであります。

それでは、3ページにお戻りください。

債務負担行為について御説明いたします。

先ほど歳出で御説明いたしました衛生費の委託料につきまして、業務の出来高を想定して今年度は全体の1割分を支払い、来年度残りの9割を支払うために、2カ年の債務負担行為を設定するものであります。

1ページへお戻りください。

平成23年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）、第1条で歳入歳出それぞれ3,288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,848万円といたしましたものであります。

以下につきましては、省略させていただき、説明を終わりますが、御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 5番、今井秀実です。実質的にこの2市1町でのごみ処理施設を建設していくというスタートの、補正とはいえ本体予算に近いような部分ですので、そもそも論も含めて何点か質問をさせていただきたいと思います。

そもそも、この2市1町という枠組みで共同処理、広域的に処理するという、そのメリットというか、何のためにという言い方が一番端的かもしれませんが、どのようなねらいがあって、そう進めるのかと。裏返して言うと、それぞれの市、町が、それぞれで時期が来て改修をするというようなことも十分あり得るかと思うんですが、そうではない選択をここではしているわけですが、その、そもそも論についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

それから、実際にはこの計画は6年半前に最初の案が、ごみ処理基本計画ということでまとまったわけですが、この間、6年半を経過する中でだいぶ状況が変わってきていると。交付金のルールが若干変更になってという気もしますが、実際、これまでのルールで建設し稼働している灰溶融やガス化溶融、炭化とかがここでも検討対象にしているところは、とりわけいろいろな現実問題、コストの問題などがあって、補助金をもらっても炉を廃止せざるをえないと。コスト的に割に合わなくて、というようなことが全国的にはあって、そこに対する国の、補助金返せとは言っていないというような事態が、ここ数年出てきていると私は把握していますが、その辺の交付金などを巡る変化ということも含めて、6年前と今日ではだいぶ状況の変化があると思いますが、その辺どんな認識をされているかお伺いしたいと思います。

それから、今の説明では歳入の9ページですかね、国庫支出金で循環型社会形成推進交付金という部分が見込まれています。事業費の3分の1ということですが、報道もされているとおり震災の影響などもあって、この交付金が3分の1というふうには来ない状況が見込まれると。国はさらにこの3分の1、結局は事業費の9分の1しか交付金が来ないという現実が現に今あるかと思うんですが、その辺どんなふうに見ておられるのか。もしそうなってくると、この交付金を充てにしながらこの事業を進めて行こうという、この計画本体にもかなり大きな影響があるかと思いますが、その辺どんなふうにお考えかお伺いしておきたいと思います。

それから、最初の質問ともちょっと絡むんですが、ごみ減量をいかに進めていくかというのが、1つのこ

の問題の最大のテーマだと思うんですが、この2市1町という枠組みではなくて、それぞれの市、町が時期が来たらコンパクトにというような施設建設と、整備の進め方もあり得るのではないかと、その方がむしろごみ減量につながるのではないかとというふうに、私などは考えているんですが、その辺どんなふうにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（今井康喜議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 御答弁をさせていただきます。

まず最初、広域化のメリットをどう考えて進めてきているのかという点でございますが、ごみ処理の広域化のメリットにつきましては、まず1つは経済性、効率性というものが、やはり優れてくるということ。さらにダイオキシン類の排出といったものを考えた場合には、その総量が少なくすることができてくるということ。また、余熱の利用がしやすくなり、その幅が拡大することなどが考えられます。また、国からの交付金が受けられる環境が広がるという部分もございます。それらのことを踏まえ、将来的な部分を展望する中で、2市1町で実施することが望ましいというふうに考えて進めてきているものでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

次に、交付金の国のほうの考え方がどういうふうに変化をしてきたかという点でございますけれども、始めたちょうど17年の頃というのは、交付金の対象になる事業というのは、灰まで含めたリサイクルを取り組んでいかないとということで、そういう意味で、世の中多く、先ほどおっしゃられたようにガス化溶解ですとか灰溶解といったものが必ずセットじゃないとという方向が見受けられたことは事実でございます。ただ、これまでの6年余りの経過してくる中で、だいぶ状況が変わってきておりまして、国のほうでもそのことに限定してですね、交付金の対象とするものではなく、灰の資源化というものが、リサイクルというものが、必ず必要だということではなくなってきております。ただ、処理方式の中には、やはりガス化溶解ですとか灰溶解というものも、有効なメリットというものも持っておりますので、それらは幅広く、我々考えているところでございます。

あと、ごみ減量についてどう考えていて、それぞれがごみ減量をする事の中で、それぞれに処理をしたらいかがなものかというふうに、今、御質問を頂戴したんですけれども、ごみの減量につきましては、元々この計画を進めてきている中で、平成15年度に比較して、平成27年度は約30%強でございますけれども、減量した上で実際に施設稼動に入っていきたいということが私どもの目標で、それに向かってそれぞれが着実に努力を進め、それなりの成果も上げつつあるところでございます。ごみの減量というのは、2市1町、広域化をした施設の中であっても、やはり取り組むべきこととして取り組んでおりますので、それが一番正しい方向だろうというふうに私どもは考えてます。ただ、最初にお答えをしました広域化のメリットとの関わりの中でいきますと、やはり広域化することによるメリットというのは、たとえごみを減量化した場合であっても、有効に発揮される、効果が現れるものというふうに考えておりますので、そのような取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

私からは以上3点、お答えをさせていただきました。

○議長（今井康喜議員） 中田副組合長。

○副組合長（中田富雄君） 国からの交付金のお話をいただきましたが、残念ながら議員さん御指摘のよう

な状況にあるということでもあります。3分の1のルールがさらに3分の1ということで9分の1というようなお話しも、現実的にはお話しをいただいている部分もあります。このことにつきましては、本当に深刻な問題として捉えております。そういった部分では、国や国会議員への直接的な要望をしていくというようなことでの対応もすでにいたしておりますし、この件については何よりここだけの問題ではなくて、全国いたるところ、計画しているところが全て関わってくる問題でありますので、非常に大きな問題だと捉えております。できることなら元に戻していただきたいというのが私たちの思いでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） 今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） 一通りの答弁ありがとうございました。

何のために建設するのかというメリットという感じで3点、あるいは4点ですかね、お答えいただきましたが、1つは経済性、効率性ということで、例えば建設の費用とか運営費というのがずばりそうだと思うんですが、いろいろな4つの炉の候補が挙がっているので、議論しづらいところもありますが、ストーカ炉単独というのが一番議論しやすいので、私は例示的にそれでしゃべりたいと思うんですが、建設費は42億8千万、維持費20年間で107億3千万ということが整備事業計画に載っていますが、6年半かかった原因の1つに2市1町での協議が整わなかった建設費の9対1、ごみ処理運営費の100%実績割ということなども踏まえると、おそらく本当に経済性、効率性の面で、この2市1町の枠組みで行くのがいいのかということは、相当各市、町がそれぞれの想いで試算なども積み重ねて今日まで至って来ているかと思っております。その辺どうだったのかというのを率直にお伺いしたいと思います。できれば、組合長、それから副組合長である諏訪市長、下諏訪町長にも、このメリットの1つである経済性、効率性という面でどんな考えで今日に至っているのかお聞かせいただければありがたいと思います。

それから、メリットの中でダイオキシン類など総量を減らせるということではありましたが、もしも、私の質問の最後のほうと関連するんですが、もしそれぞれの市と町がコンパクトにという選択をし、行政と住民が一体となって減量に取り組めば、かなりの率でごみが減らせるという想いを私は持っているんですが、そのほうがむしろ120トン炉、60トン炉2基ということですが、という規模よりもっと炉も小さくできるし、結局この2市1町から出る、煙突やその他から出るダイオキシン類などというのはそちらのほうが減らせるんじゃないかとも思っているんですが、その辺どうでしょうか。

それから、6年半前と今日との違いの関係ですが、最初は灰溶融、ガス化溶融がセットじゃないとだめだと、スラグを有効活用せよということになってたと思います。それが途中で変わって、炉の規模なんかも、1998年にダイオキシンを減らすという感じを受けて、ごみを共同で処理しながら、炉の規模も300トン以上が望ましいが100トン以下だと交付金も付けないよというのがスタートじゃなかったかと思うんですが、それが今日では、100トン以上の炉じゃなきゃいけないとかっていうのもなくなってきているかと思っております。何が言いたいかということ、交付金のルールの変遷や、大規模で灰の有効活用などをしようというふうに誘導して国はやってきましたが、実際にそれを導入してやった全国の各市町村は、とてもじゃないけど経費はかかってスラグ作るんだけど、その持って行き場がないということで、もう廃炉にしたほうがいいのかという選択を、ここ数年いくつかの施設で起きていると思います。それに対して国は、

補助金、普通だったらそんな補助金もらっておいて、年数経たないのに廃炉になんかにすれば補助金返せというんだと思うんですが、それ返さなくていいよという通知まで出している。つまり大きな規模で処理するというそのものに問題があるということは、この6年半だけじゃないんですが、10年間くらいの間はかなり明らかになっているというふうに、私は認識しているんですが、その辺もう一度お願いしたいと思います。

それから、ごみ減量をするには、くどいようですが、私は各市と町でコンパクトにやったほうが良いという思いが強い考えの持ち主なんですが、例えば岡谷の、岡谷だけではないんですが、ごみ減量の目標値というのが、平成15年度を基準に岡谷32%減、諏訪30%減、下諏訪町30%減という目標を持って今日に至っていますが、岡谷はたまたまというか、去年有料化をし、その他プラの分別もし、生ごみのリサイクルもかなり推進しようということで、とりわけ住民への説明会を繰り返しやったということも含めて、結果として岡谷はすでに32%の目標を達成しているという現実がありますが、そんなことなどを体感的にも感じると、より一層、ごみ減量というのは広域で大きいものを作るという選択でないほうが良いという気がしたりもするんですが、その点改めてどうでしょうか。

それから、交付金の3分の1が約束どおり来ないというのは、これは本当に私も、国は絶対満額よこすべきだと思うし、これが別に大きな施設じゃなくてコンパクトにということにも交付金がかかるようにしてもらいたいと思っていますが、ただ、現実には9分の1しかも今年度来そうもない、それから今後、この事業がちょうど本格化する来年度、再来年度、その先というあたりが引き続き9分の1なんていうことになると、この事業のメリットの4番目と言ったか言わないかあれですが、国の交付金なども活用しやすくなるということも飛んでしまうという現実がありますが、その辺改めてどうお考えでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 組合長。

○組合長（今井竜五君） 副組合長にもということですが、私のほうで代表して答弁させていただきますが、経済性、効率性ということになると3箇所動いているよりは1箇所動いていたほうが人員の問題とか修理の問題、そういうことを考えますと、経済性、効率性は高いというふうに私どもは考えているところでございます。それと、それぞれでやるとコンパクトという議員さんはそういう御意見ですけれども、私たちは逆に、それぞれで作れば、それぞれが最大のキャパというもの、どうしても多め多めに見ていくわけですね。そういった部分で、私はまとめることによって、また、減量を今努力しているわけです、各2市1町で。そういったことを達成する、それによって小さなコンパクトな施設ができるというふうに考えておりますので、御理解していただきたいと思っております。

それとあと、交付金の件ですけれども、私ども国とかです、陳情というかお願いに行っていました。政権政党である民主党さんへ行きますとも、これはおかしいとおっしゃってます。それから環境省に行っても、これはおかしいと言っております。この3分の1の3分の1をなんとかしなければいけないと言っておりますので、私どもだけではなく長野県でも何箇所もあります。全国でも同じ課題を抱えているところがいっぱいあります。これからいよいよ動き出そうという大切なときですので、国にきちんとまた陳情して、復活をお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井康喜議員） 局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 数点、私のほうからお答えをさせていただきます。

まずダイオキシン類の排出量についてですね、先ほどそれぞれのごみの量を減らすことによって、排出量というのは減るのではないかというふうに御指摘を頂戴したのかなと思うんですけども、ダイオキシン類の発生というのは、ごみを焼却する際の発生のタイミングというのは、最初に火を付けて温度が上がるまでの、一定の温度に上がるまでの間と、あとは止めて炉の火を落としていくとき、やはり一定の温度から下がるとき、冷え切るまでの間が一番発生しやすいと言われております。3箇所それぞれに、別々にごみ処理をしていくとなりますと、量的にはそんなにたいした量ではなくなる可能性が高まります。確かに議員さんおっしゃられるように、減らせば減らすほど、多分少なくなってくると思います。そうすると連続的な燃焼というのはさせづらくなるということが起きがちなものですから、それをある程度まとめて、ある程度というか2市1町の分をまとめて1箇所で処理していくことによって、連続燃焼をさせることが可能になると考えますので、それだけダイオキシン類が発生しやすいタイミングというものの回数というか時間を、少ない時間にしていくということによって、ダイオキシン類の発生の総量を減らしていく効果が得られるというふうに私どもも考えているところでございます。

次に、交付金の当初のルール等の中でですね、変化が起きているんじゃないかと。灰溶融施設等の廃止が行われる中で、国では平成22年の3月19日に返還を求めないよと、補助金使った施設に求めないよというふうに言ってきております。そういった状況の変化があることは事実でございます。その理由としてはですね、溶融処理の必要性が低下したということ、3Rの推進によってですね、最終処分場の残余年数が延命化されてきている部分がございます。分別していくことによって、発生する灰も減ってきているので、それだけ最終処分場に悩む部分が少なくなっているのかなと思います。また、灰溶融とかガス化溶融の場合、比較的多く出ると言われているのが、CO₂の発生が比較的多いのではないかとされていてまして、それらのCO₂の抑制、削減ですね、にも効果があるだろうということの中で、国のほうはそういった考え方を打ち出してきているところでもあります。ただ、先ほど議員さんは灰溶融、ガス化溶融炉というのは大きな施設であって、大きな施設をやめるってことにつながったのではないかと御見解を示されたんですが、ただ、施設の規模と灰溶融、ガス化溶融ってものが直結するわけではございませんので、それはそれぞれ大きなものも作られた場所があると思いますけれども、一定の必要な規模のものを作ったという経緯もあると思いますので、その辺は御理解いただけたらよろしいのではないかとこのように、私考えております。

あと、ごみ減量には、2市1町それぞれが取り組んだほうが効果が出るのではないかと、というふうなことをおっしゃっていただいて、それについてはどう考えるかということだったかと思うんですが、ごみの減量については、それぞれが考えることも大切なことです。それは2市1町が広域化して、一緒に組合として施設を作ったとしても、それはまったく、組合で施設を作ったからごみ減量が進まなくなるというのは、ちょっとそれは私どもも考えていることとは違っていて、私どもはそれぞれにごみの減量をして、新しくできた施設にかかるコストも、やはりできるだけ下げていく努力はこれからも続けなければいけないことですので、ごみ減量と相反するものになるというような御理解であるとするのならば、私どもは違うと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうから以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 今井秀実議員。

○5番（今井秀実議員） それぞれ丁寧にありがとうございました。

ごみ減量をどう進めるかということが、私の中では最大のテーマとしてあるんですが、炉を広域的に、今回の計画でいうと60トン炉24時間稼働を2つで120トンと。確か岡谷でやったシンポジウムの際、栗林先生でしたっけ、栗原先生だ、栗原先生も言われていましたが、今、人口減少傾向にあり、ごみ減量の努力も進んでいるところであるので、どこの施設であれ、作ったその瞬間が最大のごみ量になるという話しをされていまして。それはそうだろうと思います。そうすると、自分の考えでは60トン炉24時間というのを2つここで作っていくと、結局、人口も減る、ごみも減ってくるようになったときに、途中で炉を維持するためにとすると変なんですけど、ごみをもっと持ってきて燃やし続けないとだめだというような事態、あるいは助燃剤として化石燃料を使うみたいなことにまでつながってしまうような危険性も感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 施設の大きさとして、まず120トン炉、60トン炉2つで120トンの処理能力を持っていきたいということの中では、おっしゃられるように、今、人口が減る傾向にある中でいけばですね、最初に作った時点が一番大きくて、それから先は段々減っていくので、言ってみれば余裕が出るのかなというふうには言えると思います。ただ、その減っていくことによって、炉を稼働させるのに必要のごみが多くてごみを減らさなくなるのではないかと、単純に表現してしまうとそういう御趣旨の言葉だと思うんですけども、それはまったく本末転倒な話しであって、私ども120トンの能力をフルに動かすことが目的で作るのではないわけですから、減れば減ったなりに、例えば連続燃焼の時間は、もしかしたら若干短くなるのかもしれませんが、あるいは60トンの炉を2つありますから、これを例えば同時に動かす時間がそれだけ減る、ある時期片方だけで済む期間が増えるとかっていう、そういった組み合わせの中で対応することによってですね、施設の延命化にも、ある意味つながってく話しでございます。そういった意味ではそれだけ施設の寿命が延ばせれば、それだけ経済性も良くなるっていう、最終的なことにはつながってくるわけですから、そういった部分を考えても、決してそれぞれ別々の施設でやるのではなくて、1つのものでやってくことに十分な効果というものが得られるというふうにご考えております。また、120トンという大きさそのものについてはですね、先日も検討委員会が1回目を開いた中でですね、若干、委員の方から御質問とかありまして、専門家の方がおいでだったんで、御質問出されてお答えいただいたんですけども、120トンというのが、今のこの私どもの2市1町で考える規模として妥当なんでしょうかという御質問がたまたま出されまして、細かい部分では計算の仕方とかっていうものから見ても、今の時点で考えるべき妥当なものであるという御意見を頂戴したところでございます。

以上でございます。

○議長（今井康喜議員） ほかに質疑ありませんか。

井上登議員。

○4番（井上登議員） 4番、井上でございます。ごみ処理計画は、中間処理施設と最終処分場と一体のもの

だと思えますけれども、先ほどの説明でもありましたが、最終処分場の場所、規模については未定であると言われてるわけでありまして、これだと市民に対する説明責任が十分ではありません。このことを先送りにしていきますと、さまざまな憶測が飛び交いまして、より市民に対して不安を与えると考えるわけでありまして、このことについてどう考えているか聞きたいと思えます。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 最終処分場の場所と規模が明確になってないという部分についての御質問をいただいたというふうに、それによって市民の方への説明というか周知を図っていく上でも、なかなか難しさが出るのではないかと御趣旨で御質問を頂戴したというふうに思っているんですけれども、場所については具体的なところがまだ整理がされている状態ではないということでございますけれども、規模については、ここで処理方式を、今、検討しております。処理方式を検討し詰めていく中で、どのくらいの灰が常に出ていくのかというのが、数字的にですね、見通しが整理されていきます。そうした中で必要な規模というのも当然あるんですけれども、同時に灰の処理についてはですね、民間へ委託をするような外出しというのも併用しながらやることも方法だと考えておりますので、規模についてはそういった事柄を整理しながら決まってくるのかなというふうに、今の時点、私どもとしては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 井上登議員。

○4番（井上登議員） いずれにしても早い時期で情報を出していただかないと、どんどんと計画が進んで行ってしまいますので、市民としては非常に困惑するというふうに思いますので、早く出していただきたいというふうに思う次第であります。

それからもう1つ、効率化、経済性を高めるということで共同化がされるわけでありまして、現在、家庭系のごみについては、岡谷市、下諏訪は有料になっておりますが、諏訪市はなっていないわけですが、そして、事業系においても、諏訪市は10キロ当たり100円ということで、下諏訪が確か200円とか150円というふうに聞いておりますけれども、この経済性が高まるという点でいきますと、諏訪市の家庭系が無料ということと、そして事業系も100円という、この値段については、これが経済性が高まるので、当然これは維持できるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 副組合長。

○副組合長（中田富雄君） 前段の埋立処分地の件についてお答えさせていただきますが、ここまでに至る2市1町の話し合いの中で、自前の埋立処分地というのはやっぱりいるんだろうと。これは、全部を外出し方式で他の市町村で受け持ってもらっているというような部分のところもあることは承知しておりますが、ただ、これは民間の施設とかがってということでもありますので、もし何か事情があってそこが使えなくなるような状況になるということがあっては、これは大変困る問題ですので、少なくとも規模は別にしてですね、自前のものは持とうという考え方を1つにしたということでもあります。ただし、外出し方式も併用で考えていくということでもありますので、当然その規模、そういった部分もそこに関わってくると思っております。先ほども申し上げましたとおり、これからの検討だと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（今井康喜議員） 副組合長。

○副組合長（山田勝文君） それぞれの価格の差ということでありまして、別に諏訪市は無料ということではございません。今、袋を買っていただいておりますので、ある面では有料化だと思っております。私どもは、最終的には、これは調整して合わせていかなければならないと思っております。

○議長（今井康喜議員） 井上登議員。

○4番（井上登議員） 経済性が高まるということでありまして、住民が負担が多くなるということだと矛盾するというふうに思うわけでありまして、もしこれが共同化されれば、効率化、経済性が高まって、住民も良かったなという結果にならなければいけないわけですが、もし高いほうに揃えられるというふうになると、反発もかなりあるんじゃないかというふうに思いますが、その点はどうか。

○議長（今井康喜議員） 組合長。

○組合長（今井竜五君） 先ほど申し上げました経済性というのはですね、施設のいろんな管理とかそういったことの経済性ということでございます。それぞれの市町村でやっているこうした施策についてというわけではなくて、先ほど経済性、効率性と言ったのは、施設の運転管理等々考えると、経済性、効率性が高いと申し上げたところでございます。

○議長（今井康喜議員） 井上登議員。

○4番（井上登議員） それが住民に還元されないとね、住民は納得できないということを、今、申し上げたわけですが、それとですね、この共同化によって・・・

○議長（今井康喜議員） すいません、井上議員、質問は3回までですので、4回目になりますので。

○4番（井上登議員） 3回目です。

○議長（今井康喜議員） 4回目になります。

○4番（井上登議員） そうですか。わかりました。

○議長（今井康喜議員） ほかに。

金井敬子議員。

○12番（金井敬子議員） 今の2人の質疑応答を聞いておまして、確認させていただきたいことが2点ほどありますので、まず最初にそれをお願いしたいです。

交付金のルールが6年半前と変わってきているとの説明は受けましたけれども、小さな自治体で新しい炉を建設する場合には、人口5万人以下のところには交付金が下りないというようなルールもあったはずで、私ども下諏訪町としては、それであれば単独で新しい炉を建設するのはなかなか難しいであろうということでの議論が進んできた経過がございます。このルールが今も生きているのか、その点を確認させていただき、また、今後、小さい市町村で新しい炉を建設することに対して、交付金の補助対象となる見込みが持たれているのか、国の動向がわかればお知らせいただきたいと思います。

それから、最終処分場につきましては、これもなるべく早く具体化して、住民に説明責任を果たしていただきたいと思うわけですが、これから作っていく環境影響評価準備書の中に、最終処分場についての明記が必要なんじゃないかなと思うんですけど、具体的な場所の決定がこの準備書の中に記載されなくてもいいのか、その点を確認させていただきたいと思います。

それから次は、現在、それぞれの市町村でごみの分別方法に差がございます。このことに関しては、今後どういうタイムスケジュールで検討を進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。大変細かいこととなりますけれども、可燃ごみの呼び方についても、それぞれの市町で呼び方も違っていています。燃えるごみ、燃やすごみ、可燃ごみといった、その統一も当然図られるべきかなと思いますが、このことに対する御見解を伺いたいと思います。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

国からの交付金のルールについてですけれども、議員さんおっしゃっていただいたとおり5万人以下の自治体の事業に関しては、実際、組合であってもそうですけれども、交付金が受けられません。それは今も変わっておりませんのでよろしくお願いします。

それとあと、これから行ってまいります環境影響評価の準備書の中に、最終処分場について具体的な部分がないといけないのではないかと御指摘でございますけれども、今、県と協議等進めてきている中では、具体的な場所とかまでは、まだその段階では必要ではないというふうに理解しております。最終処分場作るときには、そこでのまた周辺の調査等は一定のものが必要となりますけれども、そんなことでよろしいかと思えます。

それから、ごみの分別の仕方が、現在の時点でそれぞれ2市1町統一が図られていないだけども、統一が必要ではないかということをお指摘いただきました。そのことについてはですね、私も一致した思いとして、分別については同じであるべきものというふうに考えて今まで計画等も進めてきたわけでございます。ただ、今の分別に至るについてはですね、それぞれの自治体においていろいろな御苦労をしながら進めてきたという経過もございますので、タイムスケジュール的な部分で、27年度までにすべてを完璧に一致したものにして行けるのかどうかという部分では、まだ、完全にそこまで行くには難しさが多分にあるのではないかと御指摘しておりますが、とにかくできる限り統一に向けて、少しでも早めに進められればというふうには考えている次第ですので、よろしく御理解を頂戴できればと思います。

以上でございます。

失礼しました。あと、燃えるごみ、燃えないごみの呼び方とか言い方がそれぞれ違うのではないかと御指摘いただきましたが、これについてはですね、やはり一定のルール、統一化を図っていくべくこれから進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大変失礼しました。以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 金井敬子議員。

○12番（金井敬子議員） ごみの分別の方法、それから料金がどうなるのか、それからまた炉の方式についての住民の関心は、まだまだ低い状況ではありますが、関心事の1つではあると思います。先ほどから住民への説明は、今後も鋭意行っていくとの答弁がされているわけですが、どうも話しをお聞きしている限り、地元の住民の皆さん対象にした説明会の開催を努力していくというように聞こえてしまっているので、ここで確認させていただきたいのが、2市1町の住民の皆さんへの情報提供を、今後どうやって進めていくかについてであります。8月の末に岡谷市のカノラホールにおいて、これは炉の方式に関するシンポジ

ウムでありましたが、開催されました。ここには報道によりますと、岡谷市から106人、諏訪市から32人、下諏訪町から27人の住民の皆さんが参加したということであります。まだまだ数としては十分ではありませんし、私はぜひこれを下諏訪町でも、あるいは諏訪市でもどんどん開いていただきたいと思います。今後こうしたシンポジウム、あるいは説明会等、地元以外の住民への説明会をどのようにお考えであるのかをお聞きしたいと思います。

また、補正予算の中にはホームページ作成委託料33万6,000円が盛り込まれておりますが、このホームページで住民の皆さんにどういった情報を開示していく予定であるのか、また、その開示の開始予定はいつからなのか伺いたいと思います。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） この2市1町の全体の住民の皆さんへの周知等について、どのようにしていく考え方を持っているかということで、1つ御質問をいただきましたけれども、これにつきましては、当然組合としても、2市1町の住民の皆さんに対する周知というものも図ってまいりたいと考えておりますし、構成しております2市1町それぞれの役割としてもですね、今後これまで以上にそれぞれが努力し、周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ホームページの作成につきましてですけれども、いつ頃からホームページで出して行けるのかという部分ですけれども、今予定しているのは年度内を予定しております。できるだけ早めにとは考えておりますけれども、そんな予定で考えております。内容的にどういうことを出していくのかという部分ですけれども、当然、今のごみ処理方式の検討委員会で検討している事柄とかといった部分ですね、ホームページ上には載せていきたいと思っておりますが、ただいま申し上げましたように、組合としてのホームページとしては直ちに載せることができませんので、行政サイドのホームページ上を使ってですね、最初のうちは、例えば岡谷市、諏訪市、下諏訪町のホームページも使いながら、それらをお知らせしていきたい。組合のホームページができるまでの間は、そういった対応で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 金井敬子議員。

○12番（金井敬子議員） それでは、会議が始まったと言われている、処理方式の検討委員会について伺っておきたいと思うんですが、今後の検討の進め方等のスケジュールを確認させていただきたいことと、それから補正予算には視察研修の旅費も計上されておりますけれども、この視察先の候補に、どこに視察に行かれるのか、この視察先がどの方式、4方式の候補のうち全てを見てくるのか、その点を確認させていただきたいと思ひます。

それからあともう1点は、現行の施設、諏訪市、下諏訪町のごみ焼却施設の今後についての、活用についての御見解をお聞きしておきたいことと、もし活用されずにそれを壊していくとなった場合の、国からの補助等の見込みについても、今まで町の議会でもお聞きはしておりますけれども、改めて確認させていただきたいと思ひます。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 処理方式の検討委員会の進め方について、まず御質問いただきましたけれども、まず先般27日に実施をしました中では、これまでの建設に係る経緯を知っていただくことから始まりまして、スケジュール的な部分の説明ですとか施設規模についての御説明をさせていただいてきたところでございます。あとは、今後ですね、方式を選ぶに当たっての方法書、どういう項目をもってですね、評価、判断をしていくのかといったものの項目について、少し御議論をいただきました。あとそれらを進めるために、今後プラントメーカー等にアンケートを取っていきたいというふうに考えておりますので、アンケートの中で提示すべき条件等についても、若干御議論をいただいた部分でございます。今後2回目、3回目、今の時点では4回までというふうに予定しているんですが、処理方式についての、さらなる詳細な内容についてですね、研究をしていただきたいということを考えてます。それとプラントメーカーさん等からいただいたアンケートの整理をしたその内容についても、検討いただこうというふうに考えてます。それらを整理した上で、処理方式についての比較検討に入っていきたいと考えているものでございます。また同時に、当然、処理施設におけるエネルギー回収というのも、大変重要な1つの事柄として考えられる時代になっておりますので、それらについても検討していきたいと考えてます。概ねのところは2回目で少し踏み込んでいきたいという部分、3回目ではですね、それらの比較検討を整理した内容について、御議論をいただきたいと考えておるところでございます。4回目においてですね、最終的な検討結果をまとめていければというふうなスケジュールを、大まかですけれども、考えておる次第でございます。

それと、先進地の視察ですけれども、今、10月3日に予定しているのがまず第1回目の視察ですけれども、ガス化溶融施設を1箇所とストーカ式の焼却炉プラス灰溶融の施設ということで、豊田市と刈谷知立環境組合というところと2箇所。1回の視察では2箇所くらいが限界だろうと考えておりますので、その2箇所を直近では予定しておりますが、さらにもう1回程度は視察をしてですね、ストーカ式の焼却炉と灰溶融の施設というのは施設が2つ連続してというか並んでいる話ですから、場合によってはもう1箇所、炭化の施設を見れば、4方式が一通り見れるというふうになるのかもしれませんが、いずれにしても4つ考えているものが、一通り視察、研修ができるようなことをしていきたいと考えておる次第でございます。

あとは解体費用についてどうなっているかという点と、今の施設、下諏訪町さんと諏訪市さんの施設の後利用についてという部分ですが、後利用という部分では組合としては申し上げる立場にないかなというふうに考えておりますが、解体の費用についてという部分でお答えをさせていただきますが、解体費用に関しましては、交付金が充当できるのは、そこで施設を作る、2市1町共有の施設としてですね、そこへ作るために解体、除却する場合については交付金の対象になります。ですから岡谷の施設については、新施設を建設するために必要な解体、除却になりますので、これについては交付金の対象となりますが、下諏訪町さん、諏訪市さんの施設については、今後の利用計画をどう持たれるかによって、その利用計画の中で何らかの制度というものに取り組んでいかれるのであればどうなるかわからないんですが、私どもの共同化の新施設に絡んでの交付金の対象となるものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 議長から一言申し上げます。質疑につきましては、議題となっております補正予算の審議に関わることについての質疑をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤森スマエ議員。

○11番（藤森スマエ議員） 今そういう御指摘がありましたけれども、今までずっと質疑を聞いている中でどうしても1つだけ確認したいと思います。特に住民合意の形成という点で、昨日、信濃毎日新聞には、北アルプス広域連合の新ごみ焼却施設計画建設の候補地で、大町市の三日町の自治会が10月1日に計画受け入れの賛否を住民投票で決めるという報道もありました。この現在の湖周ごみ処理施設については、住民への説明という点で、今、指摘をされましたけれども、この補正予算で事業を起こしていくということですので、その点はどうしても説明をして理解をしていくということが大事だということで、どうしても発言をしているわけですが、住民理解とか協力という点では、不十分さはずっと、今、指摘をされているところです。樋沢の地区の皆さんの理解が得られて前に進んだという事実は確かにございます。しかし、最終処分場の問題については、先ほどから論議されていますように、具体的に場所も規模も今の段階では明らかになっていないということで、これも最終処分場という点では、これも考えれば迷惑施設の1つになるということで、住民への説明責任、これを住民合意を得るという点で、不十分なまま進めて三日町のような形になりはしないかという不安が非常に、今、持っているわけなんです、この点についてのお考えをお聞きしておきます。

○議長（今井康喜議員） 山田副組合長。

○副組合長（山田勝文君） 先ほど事務局長から説明ございましたように、今後それぞれのものが決まってきたところで、私ども候補地をいくつか挙げながら、その中の一番どこが適正なのかということで、これは専門家の知恵もいただきながら進めていかなければいけない問題であると思っております。ただ、えいやというわけにはいきませんので、その部分につきましては、私どものほうへお任せいただきたいということでございます。

○議長（今井康喜議員） 藤森スマエ議員。

○11番（藤森スマエ議員） ということは、今、諏訪市さんがそのように固い決意を述べていただいているわけですが、もし、この最終処分場によって住民の反対運動というような形が起こった場合の、その不安も拭い去れないという状況を懸念するわけですが、そういった反対運動というか、最終処分場が非常に危機だというようなときにも交付金というのは交付されるのでしょうか。確認します。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） ただいま交付金が交付されるかという御質問を頂戴した部分では、今の中間処理施設、作ろうとしている建物としての部分にどういうふうに影響があるのかという御質問というふうには理解をさせていただきますけれども、それについてはですね、実際に施設を作っていくということが、実際に行っていくわけですから、その部分には直接的な影響を受けるものではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） ほかに。

中村奎司議員。

○8番（中村奎司議員） それでは、議案書のほうから質問をさせていただきます。

3ページでありますけれども、第2表で、債務負担行為という形で載っております。若干わかったようなわかりにくいような形でございますので、もう一度、債務負担行為の内容とこれによって具体的にどういふ債務が発生するのか、責務が発生するのか、それをお伺いしたい。

2番目に、中間処理施設という内容が出てまいりましたけれども、10%の、1割分の負担行為ということでもありますから、それが13億6千万という数字になろうかと思っておりますけれども、それについてもう少し詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） こちらの3ページの債務負担行為につきましてでございますが、まず債務負担行為額は24年度に1億3,655万2,000円を債務負担行為としていくものでございます。内容につきましては、11ページを御覧いただきたいんですけども、11ページの一番下にございます中間処理施設整備費の中で、測量調査委託料、これは、敷地とその直近の周辺ぐらいは測量しなければいけないんですけども、それらの測量調査でございます。それと地質調査委託料、これはボーリング調査等になろうかと考えております。それと処理施設基本設計委託料がございます。それとあと一番大きいのは、環境影響評価準備書作成業務委託料でございます。これは環境影響評価準備書作成というと、あたかもただ書類を作るだけのように読めるんですけども、実態は4シーズン通じての現地の調査も含めた業務になってまいります。これら合わせますと、ここでは23年度分の予算で1,517万3,000円を計上しておりますが、これは23年度と24年度またがってやる、全体では1億5,173万円になると。その内の1割分を23年度執行分として予算計上させていただいているものでございます。その1億5,173万円から1,517万3,000円を引きました残りが、先ほどの債務負担行為額になってまいりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（今井康喜議員） 中村奎司議員。

○8番（中村奎司議員） わかりました。ありがとうございました。それは了解いたしました。

先ほど議長のほうからこの分に基づいてということでございますけれども、私のほうからも別件でお話しをお願いしたいんですけども、先ほど他の議員のほうからもセミナーといいますか、シンポジウムで先生のお話しがあったということがありました。その規模設定にですね、120トンとやっているわけですが、その先生のお話しでは、人口が減少していく傾向の中で、スタートしてから、スタートがピークでありますから、スタートしてから6年でしたっけ、7年でしたっけ、くらいの人口規模想定で焼却炉の規模設定をするのが極めて合理的であるという話しが出てまいりまして、なるほどな、そのとおりのかなという気がしましたが、この6年後のあるいは7年後の規模設定がここでされているのか、それに対して、6年後の規模設定が妥当ではないかという考え方についての考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（今井康喜議員） 局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 規模の設定をするときの人口の考え方についてのお話しということによろしいのかなと考えるんですけども、あのときに先生のほうで、施設が稼動してから先の6年後、7年後く

らいの人口を考えるのがというふうには言われたとは、私は理解しておりませんで、当然、先ほどもお話ししたんですけれども、私どもの2市1町全体を見ますと、人口は減っていく傾向にある中で、スタートしたときに足りないのではいけないので、スタートした時点がマックスの規模、必要な規模が、スタートするときの人口を見込んで算出する必要があるというふうにおっしゃられたと、私は理解しておりますので、すいません、そんなことでございます。

○議長（今井康喜議員） 中村奎司議員。

○8番（中村奎司議員） それではちょっと見解が違うようでありますので、あれですけど。当然、通常でいきますとスタートを考えますよね。人口が増えていけば、その後の増大を計算して増やしていくわけでありますから、先生がそう言わないはずはないだろうという気がいたしますけれども、ただ、先生、今回の委員会に入っていらっしゃるということでありますので、また御意見を伺いながらいきたいと思っておりますけれども。ちなみにスタートしてから6年後というのは、規模設定としてはできているのでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） ただいまの私どもの考え方としますれば、スタートするときの人口を推計して、その人口に応じて必要なごみ処理の能力が最低必要なものだと考えておりますので、そこから6年後あるいは5年後先の時点で、人口が減った先のところを推計して、それを設定規模とする考え方はございませんのでよろしく申し上げます。

○議長（今井康喜議員） ほかに。

有賀ゆかり議員。

○3番（有賀ゆかり議員） 1点だけお伺いします。4種類の委託料が計上されておりますが、それぞれの委託先の選定方法、委託先等について御説明ください。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 4種類の委託というのは中間処理施設整備に係る分ではよろしいのかと考えますけれども、それぞれ競争入札によって決定していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（今井康喜議員） 有賀ゆかり議員。

○3番（有賀ゆかり議員） これからすべて入札を公募することかと思いますが、入札範囲については広域的な基準にのっとり行うということではよろしいでしょうか。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 今、御質問いただいたとおりで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今井康喜議員） ほかに。

鮎澤美知議員。

○2番（鮎澤美知議員） すいません、1つ先ほどの質疑を聞いておりました疑問なことができましたが、確認です。

中間処理施設整備に要する経費のところ、1億3,600何がしかのお金は、P11の右下の1億5,173万の何割という答え方を先ほどなさったんですが、P11のところは一桁違っております、1,

517万3,000円だと思いますが。訂正しました。

○議長（今井康喜議員） 事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） もう一度説明させていただくことで、もし、あれがありましたらお願いしたいんですけども。まず、中間処理施設整備費の中で必要になる4項目の委託料です。この23年度分と24年度分の合計が1億5,173万円を見込んでおります。その内の1割、1,517万3,000円が11ページの右下にある23年度分の予算として計上させていただいております。このような説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今井康喜議員） 鮎澤美知議員。

○2番（鮎澤美知議員） すいません、見込みで同じ額だったので、私も聞き漏らしていました。すいません。

○議長（今井康喜議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言はありませんか。

藤森スマエ議員。

○11番（藤森スマエ議員） 9月26日の長野日報の記事では、広域化による効率化が最大の目的というふうに書かれていましたし、今日の質疑の中でもその説明が十分されました。広域化することによって、それではコストはどのくらい安くなるのかという部分、質問にもありましたけれども、組合長代表でお答えになって、個々の市町の状況というような部分も明らかになりませんでした。各市町で個別に処理したときの経費がどのくらいで、今回広域化にはどのくらい効率が良くなるかっていう部分は、多分計算はされているのだと思いますので、やっぱりそういうことを明らかにしながら住民の理解を得ていくことは必要だと思います。

それから私は、ごみ問題の基本はごみ減量だというふうに思っております。出したごみは何でも燃やせばいいということから、ごみをどれだけ減らしていくかっていうことを真剣に考えない方向に行くのではないかという、それは事務局長さんのほうでも、そういうことはない、それはおかしいという部分が指摘がありましたけれども、実際に、現在大きな炉を設置をしていたところが、当初の計画から見てごみが足りないということで、ごみを集めているという状況を何箇所もお聞きをしております。ということは、減量化をしていこうという部分では、これは非常に逆行の施設になると思います。

それから住民の皆さんへの説明、情報提供という点からも、発足から6年間はありましたけれども、この6年間、行政と住民、そして住民同士の議論というものはほとんどなかった状態です。樋沢地区の皆さんの理解が得られたことは良かったと思いますけれども、やはりあの地域だけということで、先ほどからも質疑の中にありましたように、住民全体の理解、協力という部分では、非常に不十分であるという現実です。

それから最終処分場の問題では、まだまだこれから諏訪市内の中で、場所の選定、規模についてもやっていくという状況で山積みの課題がたくさん抱えています。

私は、今までこの湖周ごみ処理問題では一度も反対という意は、表明はしてきませんでした。下諏訪は2

万2千の人口で、人口5万人以上の補助金の対象にはならないというハンディもあり、今の国の制度の中では、各市町村で小規模の施設建設をという、これは私の提案もあったわけですが、そういうこともしにくい状況にあったことは事実であります。今日の質疑を通じて、問題点とかまだまだこれから明らかにしていかなければならない点がたくさん出されました。このような現在の状態では、私の中でまだまだ納得して住民の皆さんに説明をするという状況にはできません。ということから、この時点で議案第7号の補正予算に計画されているこの事業を進めていく、この補正予算には反対の態度を取りたいと思います。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言ありませんか。

中村奎司議員。

○8番（中村奎司議員） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

経済性、効率性が非常に問題になっております。これは現時点である3市町の炉がそろそろ耐用年限を迎えている中での話しでありまして、これを各市町3つでやるのか、1つでやるのか。これは経済原則からいっても1つでやるのが間違いない。数字は出ておりませんが、これはそう言い切っているのではないかと考えております。ましては、論議のありましたダイオキシン、これは3箇所ですすよりも1箇所ですすほうがいいに決まっている。それを継続的に炉を燃やすことによって、それがより少なくなるであろうと考えております。

ごみ減量の問題であります。各市町で競って減量して、まあ岡谷市さんはもう目標を達成しておりますけれども、競って少なくするような行為になれば、より減量化になるだろう。一緒にやれば、わしゃ責任ないよということで、減量が進まないという市民、町民ではないというふうに考えております。

この処理場、それから最終処分場、岡谷、諏訪市には大変御無理いただくわけでありましてけれども、ぜひこれをスムーズに進めて、我々の生活の安全安心のために進めていただきたいということで、賛成の討論といたします。

○議長（今井康喜議員） ほかに御発言ありませんか。

鮎澤美知議員。

○2番（鮎澤美知議員） 岡谷の鮎澤美知です。経済性、効率化を求め、6年半の年月をかけ2市1町を進めて、ようやく組合設立までこぎつけました。2市1町でのごみ分別方法、有料化統一を図ること、最終処分場の早期明確化、住民への説明責任の確立、処理方式について検討過程を湖周行政事務組合へ説明すること等を要望して、賛成いたします。

○議長（今井康喜議員） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今井康喜議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（今井康喜議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎組合長あいさつ

○議長（今井康喜議員） 以上で、今臨時会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長にごあいさつをお願いいたします。

組合長。

[組合長 今井竜五君 登壇]

○組合長（今井竜五君） 平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、湖周行政事務組合が発足して最初の議会ということで、正副議長選挙が行われまして、議長に今井康喜議員さんが、副議長に小林佐敏議員さんが御当选されましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

組合側から提出しました、専決報告案件8件、監査委員人事案件について御承認いただき、また、関係条例、補正予算等、議案7件につきましても慎重審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議決を受け、新施設稼働に向けて事業推進にまい進してまいりたいと存じております。

議員各位におかれましては、今後とも、湖周ごみ処理施設整備事業に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日御参会の議員各位の御健勝と今後の御活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井康喜議員） これにて、平成23年第1回湖周行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会臨時議長 藤 森 スマエ

湖周行政事務組合議会議長 今 井 康 喜

湖周行政事務組合議会議員 鮎 澤 美 知

湖周行政事務組合議会議員 濱 章 吉